



《会計・税務の知識》 寄附金控除の体系

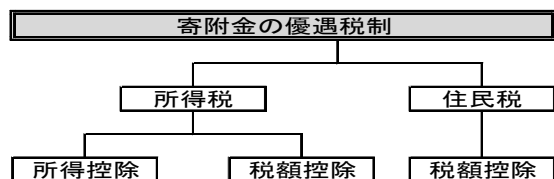
はじめに

「寄附金をすると、控除が受けられる」というイメージが、世間的に定着していると思います。確かにその通りですが、確定申告シーズンに入りいざ申告書を作ってみると、意外と細かい制度である事に気づかされます。寄附金の優遇税制の全体的な構造を理解していないと、思わぬミスをしてしまうかもしれません。そこで本稿では、寄附金控除の具体的な計算よりも、その前提となる制度の体系にスポットを当てて解説します。

1. 寄附金控除の基本的体系

一口に寄附金控除と言っても、厳密には①所得税に関する制度と、②住民税に関する制度の2つが存在します。そしてやっかいなことに、それぞれの適用要件は同じではありません。一つの寄附について両方の適用を受けられることもあります。片方だけしか適用を受けられないことも珍しくありません。

さらにややこしいのは、所得税に関する制度は、i) 所得控除と、ii) 税額控除の2つが存在することです。所得控除は所得を差し引くことで税負担を軽減し、税額控除は税額から直接差し引くことで税負担を軽減する制度です。所得控除が適用できる寄附金の中には、かわりに税額控除を選択できるものもあります。一方、住民税には所得控除がなく、税額控除しかありません。



2. 所得税の所得控除と税額控除

所得控除と税額控除の選択が可能な寄附金については、どちらの適用を受けるかで有利不利が生じます。なぜなら、所得控除によって所得から差し引かれる金額が同じでも、差し引き後の所得に乗じる税率が人によって異なるためです（所得税は累進課税）。一方、税額控除の計算は一定の控除限度額があるものの、基本的には誰でも同じ割合を乗じて計算します。これにより、有利不利が生まれるのです。

所得税の計算において優遇税制の対象となる寄附金は、次のものが挙げられます。このうち太字の寄附金は、所得控除にかえて税額控除を選択することが可能なものです。

控除対象	対象となる寄附金
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体に対する寄附金 公益法人等に対する寄附金のうち財務大臣指定のもの 特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金 政治活動に関する寄附金のうち一定のもの 認定NPO法人に対する寄附金で特定非営利活動に関するもの 認定特定公益信託に対する寄附金 特定新規株式の取得に要した金額 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金 公益法人等に対する寄附金のうち財務大臣指定のもの 政治活動に関する寄附金のうち一定のもの 認定NPO法人に対する寄附金で特定非営利活動に関するもの

注意すべきは、特定公益増進法人に対する寄附については、所得控除を受けるための要件よりも、税額控除を受けるための要件の方が厳しい点です。俗にパブリックサポートテストと言われる要件や情報公開の要件などを満たしている必要がありますが、これは領収書に記載がなければ、当該法人へ直接問い合わせる等の対応が必要と思われます。

3. 住民税の税額控除

住民税には所得控除との選択がないため一見分かりやすそうですが、住民税の税額控除の対象となる寄附金は、地方自治体に対する寄附金や住所地の共同募金会や日本赤十字への寄附金のほかに、各地方自治体が条例で定めるものがあるため、対象になるかどうかの確認に結構手間を要します。ホームページ等で比較的容易に確認できる自治体もありますが、役所に問い合わせないと分からないことも多いです。

そのうえ、住民税の税額控除は、都道府県民税分と市区町村民税分に分かれていますので、両方の適用要件を確認する必要があり、かなり面倒です。都道府県が適用可能だから市区町村も同じだと勘違いしないよう気をつけなければなりません。

結び

今回は寄附金控除の詳細な適用要件や具体的な計算については触れませんでした。申告にあたっては詳細な検討が必要とお考えください。特に寄附額が多額にのぼる方は、念入りに確認することをお勧めします。（担当：工藤）